

1. 平成 22 年度に機構が実施した短期大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、公・私立短期大学からの求めに応じて、短期大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「短期大学機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しています。この認証評価は、我が国の短期大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 短期大学機関別認証評価に関して、機構が定める短期大学評価基準（以下「短期大学評価基準」という。）に基づいて、短期大学を定期的に評価することにより、短期大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、公・私立短期大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象短期大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、各短期大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、対象短期大学の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 短期大学における自己評価

各短期大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、短期大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点を設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析状況を総合した上で、基準ごとに行いました。

② 基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合や、基準を満たしているが、改善の必要が認められる場合等には、その旨の指摘も行いました。

③ 短期大学全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての短期大学が機構の短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準があれば、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各短期大学が作成した自己評価書（短期大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成21年6月に、公・私立短期大学の関係者に対し、短期大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、平成21年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の5短期大学の評価を実施することとなりました。
 - 公立短期大学（5短期大学）
会津大学短期大学部、三重短期大学、倉敷市立短期大学、高知短期大学、大分県立芸術文化短期大学
- (3) 機構は、平成21年12月に、対象短期大学の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成22年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、短期大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
- (5) 機構は、平成22年6月末に、対象短期大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象短期大学の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|---------|--|
| 7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 評価部会、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） |
| 10月～12月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象短期大学の状況を調査） |
| 12月 | 評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） |

- (6) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成23年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。
- (7) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成23年3月の評価委員会での

審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 22 年度に認証評価を実施した 5 短期大学のすべてが、機構の定める短期大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 短期大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成23年3月現在）

（1）短期大学機関別認証評価委員会

| | |
|-------|---------------------|
| 麻生隆史 | 九州情報大学長・山口短期大学長 |
| 雨宮照雄 | 三重短期大学教授 |
| 大竹美登利 | 東京学芸大学副学長 |
| 大野博之 | 国際学院埼玉短期大学長 |
| 荻上紘一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ◎上條宏之 | 長野県短期大学長 |
| 小舘静枝 | 小田原女子短期大学理事 |
| 澤井昭男 | 福島学院大学教授 |
| 清水一彦 | 筑波大学理事・副学長 |
| 鈴木賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ○関根秀和 | 大阪女学院大学長・大阪女学院短期大学長 |
| 難波正義 | 新見公立大学長・新見公立短期大学長 |
| 樋田豊次郎 | 秋田公立美術工芸短期大学長 |
| 松田之利 | 岐阜市立女子短期大学長 |
| 山内芳文 | 聖徳大学教授・学長補佐 |
| 吉田文 | 早稲田大学教授 |
| 吉村恵美子 | 川崎市立看護短期大学長 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 短期大学機関別認証評価委員会評価部会

- | | |
|--------|---------------------|
| ○雨宮照雄 | 三重短期大学教授 |
| 五十嵐潤 | 秋田公立美術工芸短期大学教授 |
| ○大竹美登利 | 東京学芸大学副学長 |
| 萩上紘一 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| ○上條宏之 | 長野県短期大学長 |
| 嶋崎伸一 | 山形県立米沢女子短期大学理事・学生部長 |
| 清水道夫 | 長野県短期大学教授 |
| 鈴木賢次郎 | 大学評価・学位授与機構教授 |
| 田野光彦 | 南九州短期大学長 |
| 野澤庸則 | 大学評価・学位授与機構客員教授 |
| 平本弘子 | 福山市立女子短期大学教授 |
| 福井有 | 大手前大学総長・大手前短期大学長 |
| 淵上倫子 | 福山大学教授 |
| ○松田之利 | 岐阜市立女子短期大学長 |
| 諸岡晴美 | 富山大学教授 |
| ◎山内芳文 | 聖徳大学教授・学長補佐 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(3) 短期大学機関別認証評価委員会財務専門部会

- | | |
|-------|-------------|
| 雨宮照雄 | 三重短期大学教授 |
| ○大野博之 | 国際学院埼玉短期大学長 |
| ◎清水秀雄 | 公認会計士、税理士 |
| 和田義博 | 公認会計士、税理士 |

※ ◎は部会長、○は副部会長